

最低制限基本価格等の算定式における直接工事費

積算の種別		「直接工事費」
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)		【直接工事費】
建築工事、 建築設備 工事	一般工事	【直接工事費(営繕基準)】× 9/10
	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	【直接工事費(営繕基準)】× 8/10
鋼橋製作の工場製作		【直接工事費】
土木 電気機械	一般工事	【直接製作費】+【直接工事費】 ただし、【直接製作費】=「機器単体費」× 6/10
	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】+【材料費】+【製作費】 +【直接工事費(架設)】 ただし、【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」× 6/10
土木 機械設備工事		【直接製作費】+【直接工事費】
機械設備点検・整備業務		【材料費】+【直接経費】+【直接労務費】+【塗装費】
下水道 電気設備工事、機械設備工事		【機器費】× 6/10+【直接工事費】